

堺市立中学校における金品の不適切な取扱いについて

堺市立中学校 1 校において、平成 28 年度から令和 5 年度にかけて、学校徴収金や部活動費、教職員の私金及び備品や消耗品等を紛失していることが発覚しました。

保護者の皆様からお預かりした大切な学校徴収金をはじめ、中学校の財産を紛失するという重大な事態を発生させたことにつきまして、関係の保護者や生徒の皆様をはじめ、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。再発防止に向け、より一層、学校における金品の管理を徹底します。

加えて、金品の管理が不適切であった教員や紛失について教育委員会に報告をしなかった管理職に対しては、速やかに、かつ厳正に、対処いたします。

なお、金品の紛失については盗難の可能性もあることから、当該学校は、大阪府警察に相談し、令和 5 年 7 月 4 日付けで堺警察署に被害届を提出しました。

また、紛失した金銭のうち本来業者等への支払いに必要な金銭については、紛失した当時の当該校の管理職及び教職員が補填し、遅滞などは生じていません。

1 学校名

堺市立三国丘中学校（校長：吉岡 哲郎 生徒数：630 名）
（堺市堺区向陵西町 3 丁 6 番 15 号）

2 紛失物一覧

紛失物		紛失時期	保管場所	紛失者
①電動ドライバー 1 式	購入時 41,013 円	R3 年度（8 月）	技術職員室	－
②中 1 の学校徴収金	約 420,000 円	R1 年度（9 月）	教員の机	教員 A
③吹奏楽部 部活動費	40,000 円	R4 年 10/22～23	教員の机	教員 B
④男女テニス部 部活動費	約 35,000 円	R4 年度（9 月）	教員の机	教員 C
⑤ビス 1 箱	購入時 327 円	R4 年度	技術職員室	－
⑥ラッカー缶 1 缶	購入時 272 円	R4 年度	技術職員室	－
⑦テプラ 1 台	購入金額不明	R4 年度	事務室	－
⑧デジタルカメラ（返却）1 台	購入時 10,743 円	R4 年度末～R5 年度	事務室	－
⑨カラーボックス 1 個	購入金額不明	R4 年 7 月末～8 月	支援学級教室	－
⑩プリンタ（返却）1 台	購入時 33,000 円	R5 年 3/10～4/26 頃	PTA 会議室	－
⑪中 3 の学校徴収金等	70,000 円	H28 年度	教員の机	教員 D
⑫教員の私金	7,000 円	H28 年度	教員の鞆	教員 E
⑬男子テニス部 キャンパ金	70,000 円	H28 年度	教員の机	教員 F

3 発覚経緯

令和 5 年 4 月 26 日（水）、校長 H が PTA 役員から「PTA 会議室にあった PTA 所有のプリンタがなくなっている」と報告を受けました。これを受け、校長 H が所属教職員から個別に心当たりについて聞き取りを行う中で、複数の教職員から「過去にも金品の紛失があった」という証言があったため、教育委員会が当該校の全教職員から聞き取り調査を実施しました。聞き取り調査の結果、上記表の①～③の金品の紛失が判明しました。

なお、校長 H が所属教職員に 5 月 19 日（金）に⑩のプリンタ等を持って行った者がいれば名乗り出るように指示したところ、5 月 21 日（日）午後 1 時 15 分の出勤時に、プリンタが校長室に返却されているのを校長が発見しました。

また、⑧のデジタルカメラについても、5 月 22 日（月）に事務室に返却されていることを事務職員が発見しました。

※管理職一覧

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
校長	G							H
教頭	I			J		K		L

4 被害届について

上記表の①～④については令和 5 年 7 月 4 日（火）付けで堺警察署に被害届を提出しました。

⑤～⑬（⑧・⑩を除く）については、窃盗罪の公訴時効が過ぎている、紛失時期が不確定等の理由で被害届に関連しての相談という形で処理を進めることで警察と協議をしています。

5 出所不明金の発見について

金品の紛失について教育委員会が当該校の全教職員から聞き取りを行っている際、令和 5 年 6 月 6 日（火）、当該校の校長室にある金庫の中に出所不明金 171,748 円があると校長 H から教育委員会に報告がありました。このことについて教育委員会が平成 28 年度以降の歴代管理職 4 名に聞き取りを行いました。その現金の出どころや何に使用する予定であったかについては引き継がれておらず、経過は不明でした。

6 原因

- 本来、学校園において現金を保管する必要がある場合は、必ず金庫に保管のうえ、現金保管台帳等を作成し、保管している現金の金額等の記録を確実に実施しなければいけません。当該校においては、金庫への保管が徹底できていませんでした。また、現金保管台帳が作成されておらず、保管状況の確認が適切に行われていなかったため、現金の管理が実施できていませんでした。
- 現金残高が帳簿残高より不足している際に、生徒の活動に支障が出ないことを優先的に考えてしまい、出納の事務処理では行ってはならない補填処理を行いました。
- 部活動費については、銀行等金融機関に適切な名義で預け入れて保管しなければいけません。教員の机で現金を保管するという不適切な取り扱いをしていました。
- 備品等の管理については、堺市会計規則において学校園長が出納や保管、記録管理などを適切に行い、物品の破損・亡失等が発生した場合には速やかに教育委員会に報告することとしていますが、今回の事案では備品が発見される可能性等があるという学校の不適切な判断から必要な報告が行われていませんでした。

○校長及び教頭が今回の一連の事案を教育委員会に報告していませんでした。

7 今後の対応等

○教育委員会として、管理職が報告をせず、事案を明らかにしなかったという今回の事案を重く受け止め、再発防止に取り組むため、内部通報窓口を全教職員に再度周知し、学校現場における不適正事案の早期把握を行います。

○出納事務についてはこれまでも管理職・事務職員などを対象に研修を行ってきましたが、その根本的な理解を深めるために、従来の研修よりもさらに内容を充実させた研修を継続して実施することで、全教職員に現金取扱業務の重要性を周知します。

○現金の管理については、以下のとおり手続きを徹底するため、教育委員会が実施する事務監査指導においても確実にチェックを行い、不適正事案の早期把握・是正を行います。

※昨年度までは毎年度一定の周期で事務監査指導を行ってきましたが、抑止効果を高めるために今年度からは新たに一部については不定期に実施します。

・学校園において、現金を保管する必要がある場合は、必ず金庫に保管のうえ、保管している現金の金額等の記録を確実に実施するよう厳重な保管及び管理を徹底します。

・部活動費について、銀行等金融機関に適切な名義で預け入れて保管するものとし、現金を保管する必要がある場合は、上記内容を徹底します。また、出納取扱者等責任者（学校長もしくは教職員）が、関係帳簿や通帳等により、収入・支出が適正に行われていることを確認するよう、厳重な管理を徹底します。

○備品等の管理については、堺市教育委員会事務処理提要において年1回の備品台帳の登録内容と備品の現有状況の照合や、物品の破損・亡失等が発生した場合には速やかに教育委員会に報告することとしていることから、厳重な管理を徹底するため、学校園長に対して研修を行います。

○不適切な金品の管理を行った教員及び紛失について教育委員会に報告をしなかった管理職に対しては、厳正に対処します。

8 全校調査について

本事案の発覚を受け、これまでに、ア) 学校徴収金や部活動費等において、紛失・盗難等（疑いを含む）により不足金が判明したが、学校で補填し、教育委員会へ報告しなかった事例、イ) 出所不明金の有無及び ウ) 盗難等の可能性のある備品の紛失について教育委員会へ報告しなかった事案の有無の3点について、全市立学校園を対象に緊急の調査を実施しました。

調査の結果、当該校以外にア) イ) ウ) について「有」と回答した学校園はありませんでした。

9 参考

学校徴収金は、児童等の学校給食にかかる費用（給食費）や、授業等で活用する副教材等を学校で一括購入する際に必要な費用（教材費）など、予め児童の保護者等から徴収する費用で、各学校において徴収・管理を行っています。

部活動費には、学校徴収金と同様、部活動を支援する費用として各学校において徴収・管理を行うものと、会場代やバス代などの支払いのために部活動ごとに定期的または臨時的に徴収する費用として、各部活動において徴収・管理を行うものがあります。

問 い 合 わ せ 先	(事案の内容について) 担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 電 話：072-228-7436 ファックス：072-228-7421
	(学校徴収金について) 担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 電 話：072-340-2300 ファックス：072-228-7421
	(部活動費について) 担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 学校保健体育課 電 話：072-340-0316 ファックス：072-228-7421
	(備品等について) 担 当 課：教育委員会事務局 学校管理部 学校管理課 電 話：072-228-8893 ファックス：072-228-7487